
參 考 資 料

富田林市女性施策推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 本市における女性に関する施策の総合的かつ効果的な計画の策定及び推進を図るため、富田林市女性施策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 女性に関する施策の総合的かつ効果的な計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 女性に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、助役をもって充てる。
- 4 本部員は、収入役、教育長、参与及び部長級の職にある者をもって充てる。

(会 長)

第4条 本部長は、推進会議の議長となり、会務を総理する。

- 2 本部長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する副本部長がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 推進本部の会議は、隨時本部長が招集して行う。

(幹事会)

第6条 推進本部の所掌事務を円滑に推進するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会の会長は総務部長をもって充てる。
- 3 幹事会は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、女性施策の実務的事項を協議する。
- 5 幹事会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(女性施策推進研究会)

第7条 幹事会に女性施策推進研究会（以下「研究会」という。）を置く。

- 2 研究会は、幹事が指示した事項について検討する。
- 3 会員は、職員のなかから本部員の推薦とする。

(庶 務)

第8条 推進本部の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月30日から施行する。

別表1

秘書課長、職員課長、自治推進課長、総務課長、企画課長、財政課長、市民課長、保険年金課長、環境衛生課長、福祉総務課長、児童福祉課長、高齢福祉課長、障害福祉課長、健康推進課長、総合シルバーセンター開設準備室長、総合福祉会館長、道路公園課長、管理課長、計画調整課長、人権啓発課長、農林課長、商工観光課長、水道総務課長、消防総務課長、教育総務課長、文化振興課長、社会教育課長、スポーツ振興課長、公民館長、図書館長、学校教育課長、指導課長、農業委員会事務局長、保育園長代表、幼稚園長代表

富田林市女性行動計画策定経過

平成 3 年 9 月 2 日～24日	「女性問題についての市民意識調査」実施
平成 6 年 11 月 16 日	富田林市女性問題懇談会の設置
平成 7 年 7 月 5 日	第 1 回 富田林市女性施策推進本部会議
10月30日	第 1 回 富田林市女性施策推進本部幹事会
平成 8 年 3 月 28 日	富田林市女性問題懇談会から提言書提出
5 月 28 日	第 2 回 富田林市女性施策推進本部会議
7 月 16 日	第 2 回 富田林市女性施策推進本部幹事会
平成 8 年 10 月 18 日	第 3 回 富田林市女性施策推進本部会議
11月 8 日	第 4 回 富田林市女性施策推進本部会議
11月 22 日	富田林市女性行動計画検討委員会の設置
12月 18 日	第 3 回 富田林市女性施策推進本部幹事会開催
12月 24 日	第 5 回 富田林市女性施策推進本部会議開催
平成 9 年 1 月 17 日	第 2 回 富田林市女性行動計画検討委員会開催
1 月 30 日	第 4 回 富田林市女性施策推進本部幹事会開催
2 月 13 日	第 6 回 富田林市女性施策推進本部会議開催
3 月 27 日	第 3 回 富田林市女性行動計画検討委員会開催

富田林市女性行動計画検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本市女性行動計画策定にあたり、幅広い意見を聴取することを目的として、富田林市女性行動計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 検討委員会の委員は10名以内とする。
2 委員は市民、学識経験者及び議会代表のうちから市長が委嘱する。
3 委員の任期は富田林市女性行動計画が策定するまでとする。

(会長及び副会長)

第3条 検討委員会に、会長及び副会長を置き委員の互選により定める。
2 会長は検討委員会を代表し、議事その他会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第4条 検討委員会の会議は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(報 酬)

第5条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定める。

(庶 務)

第6条 検討委員会の庶務は、総務部企画課において行う。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、平成8年10月3日から施行する。

富田林市女性行動計画検討委員会委員名簿

氏 名	所 属
古橋 エツ子	花園大学 教授
源 淳子	関西大学 講師
大西 美苗	富田林市婦人団体連絡協議会 会長
吉田 香代子	「富田林の女性問題を考える会」会長
中島 美恵子	富田林市老人保健福祉計画検討委員会委員
吉岡 治彦	富田林保健所保健福祉推進室長
仙北谷 賀代子	富田林市立錦郡小学校長
聖澤 征夫	河内長野公共職業安定所長
林 光子	富田林市 市議会議員
川本 雄美	富田林市 市議会議員

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(女性差別撤廃条約)

昭和 60 年 6 月 24 日批准

昭和 60 年 7 月 1 日公布

昭和 60 年 7 月 25 日発効

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮屈の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないとを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、

すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条（女子差別の定義）

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条（締約国の差別撤廃義務）

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての

適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適當な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適當な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適當な立法その他の措置（適當な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適當な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適當な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条（女子の能力の開発・向上の確保）

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適當な措置（立法を含む。）をとる。

第4条（差別とならない特別措置）

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条（役割分担の否定）

締約国は、次の目的のためのすべての適當な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若くは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他のあらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び女的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条（売買・売春からの搾取の禁止）

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適當な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第7条（政治的・公的活動における平等）

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適當な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に關係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条（国際的活動への参加の平等）

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適當な措置をとる。

第9条（国籍に関する平等）

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第10条（教育における差別撤廃）

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就字前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差ができる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条（雇用における差別撤廃）

1. 締約国は男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含

む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取り扱いの平等についての権利

- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない、母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条（保健における差別撤廃）

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分婬及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条（経済的・社会的活動における差別撤廃）

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利

- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条（農村女子に対する差別撤廃）

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）、を享受する権利

第 4 部

第15条（法の前の男女平等）

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力

を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続きのすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条（婚姻・家族関係における差別撤廃）

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第17条～第30条 省略

第4回世界女性会議 北京宣言（総理府仮訳）

平成7年10月5日

1. 我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、
2. ここ北京に、国際連合の創設50周年に当たる1995年9月に集い、
3. 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
4. あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と状況の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の青年の中にある希望に発奮し、
5. 女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に重大な結果をもたらしていることを認識し、
6. また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えていた貧困の増大によって悪化していることを認識し、
7. 無条件で、これらの余儀ない状況及び障害を取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、今及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神での緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の責任（コミットメント）を再確認する。

8. 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間としての尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言及びその他の国際人権文書、殊に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び児童の権利に関する条約並びに女性に対する暴力の撤廃に関する宣言及び開発の権利に関する宣言
9. あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び少女の人権の完全な実施を保証すること
10. 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット—1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1992

年のリオ・デ・ジャネイロにおける環境と開発に関するもの、1993年のウイーンにおける人権に関するもの、1994年のカイロにおける人口と開発に関するもの及び1995年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するものでなされたコンセンサスと進展に基礎を置くこと

11. 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の完全かつ効果的な実施を達成すること
12. 思想、良心、宗教及び信念の自由への権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、そのようにして、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発現し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保証すること。

我々は、以下のことを確信する。

13. 女性のエンパワーメント、及び意思決定の過程への参加及び権力へのアクセス（到達）を含む、平等に基づく社会のあらゆる領分への完全な参加は、平等、開発及び平和の達成への基本である。
14. 女性の権利は人権である。
15. 女性と男性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族責任の公平な分担及び彼らの間の調和のとれたパートナーシップ（協調）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の統合にとってきわめて重要である。
16. 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基礎を置く貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。
17. すべての女性のその健康のあらゆる領域、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、そのエンパワーメントの基本である。
18. 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。
19. 女性の完全な参加により、あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進す

るであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及びプログラムを計画し、実施し、監視することが必須である。

20. 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワーク及びその他の非政府機関（N G O）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。

21. 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコメントメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動への国内的及び国際的なコメントメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動をとる必要性を認める。

我々は、以下のことを決意する。

22. 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。

23. 女性及び少女によるすべての人権及び基本的自由の完全な享受を保証し、これらの権利及び自由の侵略に対する効果的な行動をとる。

24. 女性及び少女に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を撤去する。

25. 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。

26. 雇用を含め女性の経済的独立を促進し、経済構造の変革を通じて貧困の構造的な原因に取り組み、重要な開発の行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保証する。

27. 少女及び女性のための基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、及び基礎的保健医療（プライマリー・ヘルス・ケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め人間中心の持続可能な開発を促進する。

28. 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、遅滞無く、核軍縮及びあらゆる領域に

おける核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で、また、効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を支援する。

29. 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。

30. 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保証し、教育を始め女性の性と生殖に関する健康を促進する。

31. 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、擁護する。

32. 人種、年齢、言語、民族性、文化、宗教又は障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために彼らのエンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の享受を保証するための努力を強化する。

33. 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保証する。

34. あらゆる年齢の少女及び女性の最大限の潜在能力を開発し、すべての人々のためのより良い世界の構築への彼らの完全かつ平等な参加を保証し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

35. 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、中でも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学・技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受するための彼らの能力を高めることを通じることを含め、それらの経済的資源への女性の平等なアクセスを確保する。

36. あらゆるレベルにおける政府、国際機関及び団体の側の強力なコメントメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を保証する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためのより良い生活の質の達成への我々の努力のための枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、特に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発の文脈の中での広い基盤の、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功は、また、

国内及び国際レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源を含むあらゆる人手可能な資金提供の仕組みから途上国への新たな、追加的資源の十分な動員、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性への責任に対してあらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。

37. また、移行期の経済を伴う諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。
38. 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及びプログラムにジェンダーの視点が反映されるよう保証する。我々は、国際連合システム、地域及び国際財政機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重して、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

第4回世界女性会議 行動綱領 拠粹（総理府仮訳）

第Ⅰ章 使命の声明

1. この「行動綱領」は、女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）である。これは、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の実施と経済的、社会的、文化的及び政治的意思決定の完全かつ平等な分担を通じて、公的及び私的生活のすべての分野への女性の積極的な参加に対するあらゆる障害の除去を促進することを目的とする。これはまた、家庭、職場及び広くは国家社会及び国際社会における女性と男性の権力及び責任の分担の原則を打ち立てることである。女性と男性の平等は、人権の問題であり、社会正義への条件であり、また、平等、開発及び平和への必要かつ基本的な前提条件である。女性と男性の平等に基づく変容したパートナーシップが、人間中心の持続可能な発展の条件である。21世紀の挑戦に対処するべく、女性と男性が自らのため、その子どもたちのため及び社会のために共に働くことができるようになるためには、継続的かつ長期的なコミットメント（関与）が必須である。
2. 行動綱領は、「世界人権会議」で採択された「ウイーン宣言及び行動計画」に述べられている、女性及び少女の人権は普遍的人権の不可侵、不可欠かつ不可分な部分である、という基本原則を再確認する。行動へのアジェンダとして、行動綱領は、あらゆる女性の、そのすべてのライフサイクル（生涯）を通じての、あらゆる人権と基本的自由の完全な享受を促進し、保護することを追求する。
3. 綱領は、世界中の男女（ジェンダー）の平等という共通の目標に向けて男性と共に、連携して働くことによってのみ取り組むことができる共通の関心事を女性は分かち持っていることを強調する。綱領は女性の状況及び条件の多様性を全面的に尊重し評価するとともに、そのエンパワーメントを阻む特別の障害に直面している女性たちもいることを認識する。
4. 行動綱領は、あらゆる年齢及びあらゆる職業の、あらゆる人々の平等の原則を含む、人権と基本的自由に基づく、平和で公正で人間的な世界の創造のために、すべての人々による早急の、かつ一致した行動を必要としており、また、この目的に向けて、社会開発及び社会正義の維持のために、持続可能な開発の枠組みの中での、基盤の広いかつ持続的な経済成長が必要であ

ることを認識する。

5. 行動綱領の成功には、政府、国際機関及びあらゆるレベルの機関の強力なコミットメントが必要であろう。また、国内及び国際レベルにおける資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む利用可能なあらゆる資金提供機構からの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、さらに、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関並びに政策決走過程への男女の平等な参加へのコミットメント、及び世界の女性に対する責任のための、あらゆるレベルにおける機関の設置若しくは強化を必要とするであろう。

第Ⅱ章 世界的枠組み

6. 「第4回世界女性会議」は、世界が新世紀を迎えるとする時期に開催される。
7. この行動綱領は、経済社会理事会及び総会によって採択された関連決議とともに、「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約」を支持し、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の上に基礎を置いている。行動綱領の策定は、今後5年間に実行されるべき一群の基本的な優先行動の樹立を目指している。
8. 行動綱領は、持続可能な開発と国際協力を促進し、その目的に向けて国連の役割を強化するための特別なアプローチとコミットメントを述べた「世界子どもサミット」「国連環境開発会議」「世界人権会議」「国際人口・開発会議」及び「社会開発サミット」において到達した合意の重要性を支持する。同様に、「小島しょ開発途上国の持続可能な開発に関する地球会議」「国際栄養会議」「プライマリー・ヘルスケアに関する国際会議」及び「万人のための教育に関する世界会議」は、それぞれ特定の展望の中で、女性及び少女の役割に対し重要な関心を払いつつ、開発及び人権のさまざまな面に取り組んできた。さらに、「世界の先住民のための国際年」「国際家族年」「国際寛容年」「農村女性のためのジュネーブ宣言」及び「女性に対する暴力撤廃宣言」もまた、女性のエンパワーメントと平等の問題を強調している。
9. 「国際連合憲章」及び国際法の目的及び原則に全面

的に従って作成される行動綱領の目標は、すべての女性のエンパワーメントである。女性のエンパワーメントのためには、すべての女性のあらゆる人権及び基本的自由の完全な実現が不可欠である。国、地域の特殊性及び種々の歴史的、文化的及び宗教的背景の重要性は考慮されなければならないが、すべての人権及び基本的自由の促進及び保護は、その政治的、経済的及び文化的制度の如何を問わず、国家の義務である。あらゆる人権及び基本的自由に従って、国内法並びに戦略、政策、プログラム及び優先開発事項の策定を通じるなどを含む、この行動綱領の実施は、各々の国家の至上の責任であり、個人及びその属する地域社会の様々な宗教的・倫理的価値観、文化的背景及び哲学的信念の重要性並びにそれらの全面的な尊重は、平等、開発及び平和を達成するための、女性の人権の完全な享受に資するものでなければならない。

10. 1985年にナイロビにおいて開催された『国連婦人の10年：平等、開発、平和』の見直しと評価のための世界会議」及び「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択以来、世界は激しい政治的、経済的、社会的及び文化的変化を経験しており、それらは女性に正負双方の影響を及ぼしてきた。「世界人権会議」は、女性及び女児の人権が、普遍的な人権の不可侵にして不可欠かつ不可分の一部であることを認めた。国内、地域及び国際レベルにおける政治的、市民的、経済的、社会的及び文化的生活への女性の完全かつ平等な参加と性別に基づくあらゆる形態の差別の撤廃は、国際社会の優先目標である。「世界人権会議」は、「国際連合憲章」その他の人権関連文書及び国際法に従って、万人のためのあらゆる人権及び基本的自由の普遍的な尊重、遵守及び保護を促進する自らの義務を果たすべき、すべての国の厳謹なコミットメントを再確認した。これらの権利及び自由の普遍性には、疑問の余地がない。

21. 女性は家庭、地域社会及び職場における有償・無償双方の労働を通じて、経済及び貧困との闘いの主要な寄与者である。収入のある雇用によって経済的自立を達成する女性の数も次第に増加してきた。

22. 世界の全世帯の4分の1が女性を世帯主としているほか、男性がいても女性の収入に依存している世帯も数多い。女性が維持する世帯は、きわめて多くの場合、賃金差別、労働市場における職業分離パターン及びジェンダーに基づくその他の障壁のために最貧層に属

している。家族離散、国内における都市と農村地域の間の人口移動、国際的な移住、戦争及び避難のための国内移動が、女性が世帯主である世帯の増加を助長する要因である。

23. 女性は、平和と安全の達成及び維持が経済的及び社会的進歩の前提条件であることを認識し、平和を目指す人類の運動においてさまざまな資格を中心的行為者としての地位を次第に確立しつつある。意思決定、紛争の予防・解決及びその他のあらゆる平和の発議への女性の完全な参加が、永続する平和の実現に不可欠である。
25. 第4回世界女性会議は、国連総会が「国際婦人年」と宣言した1975年に正式に始まった過程を促進しなければならない。国際婦人年は、女性問題を課題として取り上げた点で転換点であった。「国連婦人の10年」（1976年～1985年）は、女性の地位と権利を検討してあらゆるレベルの意思決定に女性を参加させようとする全世界的な取組みであった。1979年には国連総会で「女子に関するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、これは1981年に発効して、女性と男性の平等が意味するところのものに対する国際基準を設定した。1985年には「『国連婦人の10年：平等、開発、平和』の見直しと評価に関する世界会議」で、2000年までに実施すべき「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。以来、男女平等の達成には重要な進展があった。多くの政府が男女平等を促進するための法律を制定し、社会のすべての領域においてジェンダーの視点を確実に主流に置くための国内本部機構（ナショナル・マシナリー）を設置してきた。国際機関は、女性の地位と役割により一層大きな注意を払うようになってきた。
26. 非政府部门、特に女性組織及びフェミニスト（男女同権論者）団体の増大しつつある力が、変革への推進力になってきた。非政府機関は、女性の地位の向上を確保するための法律や機構を推進する上で重要な提唱者の役割を果たしてきた。それらはまた、開発への新たなアプローチを促進する触媒ともなっている。多くの政府は、非政府機関が果たす重要な役割や、進展を目指して彼らと共に働くことの重要性を次第に認識するようになってきている。だが、非政府機関が自由に機能する力を政府が依然として制限している国もいくつかある。非政府機関を通じて、女性は地域社会、国

内、地域及び世界の公開討論会（フォーラム）及び国際的討論に参加し、強い影響を与えてきた。

27. 1975年以来、女性及び男性のそれぞれの地位に関する知識が増え、これが女性及び男性の平等を促進することを目指した行動の推進に寄与している。いくつかの国々、特に女性のための教育に大きな前進があったり、有給労働力への女性の参加に著しい増加が見られたところでは、女性と男性の関係に重要な変化が起こっている。生産と生殖という労働の性別役割の境界線は、以前は男性が支配的な分野だった仕事に女性が参入するようになり、男性が育児を含むより大きな家事責任を引き受け始めるにつれて徐々に交差してきている。しかし、女性の役割の変化は、男性のそれより大きく、はるかに急速に起こってきた。多くの国では、女性と男性の実績及び活動の差は不变の生物学的相違というより社会的に築き上げられた性別役割の結果であることが未だに認識されていない。

28. しかも、ナイロビ会議から10年を経てなお、女性と男性の平等はまだ達成されていない。世界的に、あらゆる立法府の選出議員のうち、平均して10パーセントを女性が占めるにすぎず、ほとんどの国内及び国際的な管理機構では公共・民間ともに女性代表の参加が今もって不十分のままである。国連も例外ではない。創設以来50年を経ても、国連は事務局及び専門機関内部の意思決定レベルへの女性の参加を不十分なままにおくことによって、彼らの指導力の恩恵を自ら拒み続けている。

29. 女性は、家族の中において重大な役割を果たす。家族は社会の基本単位であり、そのように強化されるべきである。家族は、幅広い保護及び支援を受ける権利がある。異なる文化的、政治的及び社会的体制の中で、様々な形の家族が存在する。家族一人々々の権利、能力及び責任が尊重されなければならない。女性は家族の安寧及び社会の発展に多大な貢献を行うが、これはその重要性においてまだ完全に認識され又は考慮されていない。母性（マタニティ）、母であること（マザーフッド）、並びに家族における、また育児における親の役割の社会的意義が認められるべきである。育児は、親、女性及び男性、並びに社会全体の責任分担を必要とする。母性、母であること、親であること、及び出産における女性の役割が差別の根拠になることも、女性の完全な社会参加を制限することも共にあってはならない。また、多くの国で女性がしばしば果た

している家庭の中の他の家族の世話における重要な役割にも、評価が与えられるべきである。

31. 多くの女性は、自らのジェンダー（性）に加え、さまざまに異なる要因によって、特別な障害に直面している。しばしば、これらの多様な要因はそのような女性を孤立させたり疎外したりする。彼らは、なかんずく人権を拒否され、教育及び職業訓練、雇用、住宅及び経済的自立へのアクセスを欠き、又は拒否され、また、意思決定過程から締め出されている。このような女性たちは、自らの地域社会に対して主流の一員として寄与する機会を拒まれることが多い。

33. 過去20年間、世界は通信分野の急激な発展を目のあたりにしてきた。コンピュータ技術並びに衛星放送及びケーブル・テレビジョンの進歩によって、情報への世界的な規模のアクセスが増加・拡大し続け、通信及びマスメディアへの女性の参加及び女性に関する情報の普及の新たな機会を創出している。しかし、偏狭な商業及び消費主義的な目的で、固定観念化した屈辱的女性像を広めるために、世界的規模の通信網が利用されてきた。芸術を含む、通信及びマスメディアの技術分野及び意思決定分野の双方に女性が平等に参加するようになるまで、誤った女性像が伝え続けられ、実際の女性の生活に対する認識は欠如し続けるだろう。メディアは、固定観念を脱した、多様で調和のとれたやり方で女性及び男性を描ことにより、また、人間の尊厳と価値を尊重することによって女性の地位向上と男女の平等を促進する、大きな潜在能力を持っている。

第Ⅲ章 重大問題領域

41. 女性の地位向上及び女性と男性の平等の達成は、人権の問題であり、社会正義のための条件であって、女性の問題として切り離して見るべきではない。それは、持続可能で公正な、開発された社会を築くための唯一の道である。女性のエンパワーメント及び女性と男性の間の平等は、すべての国民の政治的、社会的、経済的、文化的及び環境的な安全を達成するための前提条件である。

42. 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に挙げられた目標の大半は、未だ達成されていない。各国政府並びに非政府機関及びあらゆる地域の女性と男性の努力にもかかわらず、女性のエンパワーメントを阻む障害は依然として残存している。きわめて大きな政治的、経済的及び環境的危機が、世界の多くの地域に

存続している。それらの中には、侵略戦争、武力紛争、植民地化もしくはその他の形の外国支配又は占領、内戦及びテロリズムがある。これらの状況は、組織的又は事実上の差別、すべての女性のあらゆる人権と基本的自由及び開発の権利を含む彼らの市民的、文化的、経済的、政治的及び社会的権利の侵害及びその保護への怠慢、並びに女性と少女に対する根深く有害な態度とともに、1985年に開催された、「『国連婦人の10年：平等、開発、平和』の見直しと評価に関する世界会議」以来、遭遇してきた障害のごく一部にすぎない。

43. ナイロビ会議以降の進捗の見直しによって、特別な問題－優先的に行き起こすべき事項として際立つ、特別に緊急を要する領域－が明確になる。すべての行為者は、必然的に相互関連し相互依存している優先度の高い重大問題領域に係る戦略目標に、行動と資源を集中すべきである。これらの行為者にとって、すべての問題領域に対して責任を負う仕組みを開発し、実施することが必要である。

44. この目的のために、各国政府、非政府機関及び民間部門を含む国際社会及び市民社会は、以下の重大問題領域において戦略的行動を取るよう要請される。

- ・女性への持続し増大する貧困の重荷
- ・教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- ・保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- ・女性に対する暴力
- ・武力又はその他の紛争が女性、特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響
- ・経済構造及び政策、あらゆる形態の生産活動及び資源へのアクセスにおける不平等
- ・あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等
- ・あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
- ・女性の人権の尊重の欠如及びそれらの不十分な促進と保護
- ・あらゆる通信システム、特にメディアにおける女性の固定観念化及び女性のアクセス及び参加の不十分
- ・天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等
- ・女児の権利に対する持続的な差別及び侵害

第IV章 戰略目標及び行動

A. 女性と貧困

1. 貧困の中の女性のニーズ及び努力に対処するマクロ経済政策及び開発戦略を見直し、採用し、維持すること
2. 経済資源への女性の平等な権利及びアクセスを保証するため、法律及び行政手続を改正すること
3. 貯蓄及び信用貸付の仕組み及び制度へのアクセスを女性に提供すること
4. 貧困の女性化に対処するため、ジェンダーに基づく方法論を開発し、調査を行うこと

B. 女性の教育と訓練

1. 教育への平等なアクセスを確保すること
2. 女性の中の非識字を根絶すること
3. 職業訓練、科学、技術及び継続教育への女性のアクセスを改善すること
4. 非差別的な教育及び訓練を開発すること
5. 教育改革の実施に十分な資源を配分し、監視すること
6. 少女及び女性のための生涯教育及び訓練を促進すること

C. 女性と健康

1. 全ライフサイクルを通じ、適切で、手頃な料金の良質の保健、情報及び関連サービスへの女性のアクセスを増大すること
2. 女性の健康を促進する予防的プログラムを強化すること
3. 性感染症、HIV/AIDS及び性と生殖に関する健康問題に対処する、ジェンダーに配慮した先導的事業に着手すること
4. 女性の健康に関する研究を促進し、情報を普及すること
5. 女性の健康のための資源を増加し、フォロー・アップを監視すること

D. 女性に対する暴力

1. 女性に対する暴力を防止し根絶するために、総合的な対策を取ること
2. 女性に対する暴力の原因及び結果並びに予防法の効果を研究すること
3. 女性の人身売買を根絶し、売春及び人身売買による暴力の被害女性を支援すること

E. 女性と武力紛争

1. 紛争解決の意思決定のレベルへの女性の参加を

増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること

2. 過剰な軍事費を削減し、兵器の入手の可能性を抑制すること

3. 非暴力の紛争解決の形態を奨励し、紛争状況における人権侵害の発生を減少させること

4. 平和の文化の促進に対する女性の寄与を助長すること

5. 難民女性、その他国際的な保護を必要とする避難民女性及び国内避難民女性に保護、支援及び訓練を提供すること

6. 植民地及び自治権をもたない地域の女性に支援を提供すること

F. 女性と経済

1. 雇用、適切な労働条件及び経済資源の管理へのアクセスを含む女性の経済的な権利及び自立を促進すること

2. 資源、雇用、市場及び取引への女性の平等なアクセスを促進すること

3. 殊に低収入の女性に対し業務サービス、訓練並びに市場、情報及び技術へのアクセスを提供すること

4. 女性の経済能力及び商業ネットワークを強化すること

5. 職業差別及びあらゆる形態の雇用差別を撤廃すること

6. 女性及び男性のための職業及び家族責任の両立を促進すること

G. 権力及び意思決定における女性

1. 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を保証するための措置を講じること

2. 意思決定及び指導的立場への女性の参加能力を高めること

H. 女性の地位向上のための制度的な仕組み

1. 国内本部機構及びその他の政府機関を創設または強化すること

2. 法律、公共政策、計画及びプロジェクトにジェンダーの視点を組み込むこと

3. 立案及び評価のための男女別のデータ及び情報を作成・普及すること

I. 女性の人権

1. あらゆる人権文書、特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の完全な実施を通じて、女性の人権を促進し、保護すること

2. 法の下及び実際の平等及び非差別を保障すること

3. 法識字を達成すること

J. 女性とメディア

1. メディア及び新たな通信技術における、またそれらを通じた表現及び意思決定への女性の参加とアクセスを高めること

2. メディアにおけるバランスがとれ、固定観念にとらわれない女性の描写を促進すること

K. 女性と環境

1. あらゆるレベルの環境に関する意思決定に、女性を積極的に巻き込むこと

2. 持続可能な開発のための政策及び計画に、ジェンダーの関心事項と視点を組み込むこと

3. 開発及び環境政策が女性に及ぼす影響を評価するための国内、地域及び国際レベルの仕組みを強化又は創設すること

L. 女児

1. 女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること

2. 少女に対する否定的な文化的態度及び慣行を撤廃すること

3. 女児の権利を促進し、保護し、女児のニーズ及び可能性に対する認識を高めること

4. 教育、技能の開発及び訓練における少女への差別を撤廃すること

5. 健康及び栄養における少女への差別を撤廃すること

6. 児童労働からの経済的搾取を撤廃し、働く少女を保護すること

7. 女児に対する暴力を根絶すること

8. 女児の社会的、経済的及び政治的な生活への認識及び参加を助長すること

9. 女児の地位を向上させる上での家族の役割を強化すること

第V章 制度的整備

第VI章 財政的整備